

第3章 基本目標と施策

- 1 子どもの権利を守るための支援
- 2 子どもの学びと育ちへの支援
- 3 特別な支援を要する子どもや家庭への支援
- 4 母性並びに子どもの健康の確保と増進
- 5 働きながら子どもを育てる人への支援
- 6 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備
- 7 地域における子育ての支援

第3章 基本目標と施策

1 子どもの権利を守るための支援

【本市の取り組み状況】

子どもには生まれてきた時にすでにもっている「権利」があります。その権利を守るため、国連で1989年に「子どもの権利条約」が採択され、日本は1994年に批准しました。

本市においては、平成6年にすべての市民が差別されることなく安心して暮らすことができるまちをめざした「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定し、この中に「子どもの人権保障の実現」を人権課題のひとつとして位置付けました。

保育所・認定こども園、学校において人権同和保育・教育に取り組むとともに、自治公民館や保護者会等の地域、社会教育団体、職場等、あらゆる機会をとらえて人権同和学习や普及啓発の取り組みを行っています。

また、いじめやその他青少年の問題について、平成26年7月に倉吉市青少年問題対策協議会等条例を制定し、青少年問題対策協議会に加え、いじめ問題検証委員会を設置して対処していくこととしました。

子どもたちが、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情をもって育てられ、一人ひとりが健やかな成長を保障されるためには、子どもの権利条約の精神に学びながら、子どもの人権についての普及・啓発や地域社会における子どもたちの参画を一層進めていく必要があります。

1-1 子どもの権利についての普及・啓発、自主自立への支援

【現状と主要課題】

【現状】

子どもは、誕生した瞬間から、家族の大切な一人であると同時に、社会にとっても次代を担うかけがえのない存在として大切にされている一方で、保育所、認定こども園、学校等において、親等の大人が子どもの都合より自分の都合を優先させてしまう事例が見受けられる。

倉吉市内における、児童相談所の児童虐待対応件数は近年は年平均7件程度で推移していますが、虐待と認定されないものの、子どもを放置して外出する、適切な衣食住を与えない、毎日のように子どもを大声で叱ったりする等の不適切な養育に係る相談や通報件数は増加の傾向を示しています。

また、いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を及ぼすものです。本市においては、小中学校のいじめの報告件数は、平成24年度に対し平成25年度は約3分の1まで減少しているものの、いじめ自体は引き続き発生しており、一部には陰湿なものも発生している状況があります。また、情報化の進展の中でインターネットを介して行われるケースも年に数件報告があります。

不登校については、本市の出現率は、平成25年度に小学生においては0.75%、中学生については3.88%といずれも鳥取県や全国平均と比べ高い状況となっています。

【主要課題】

- ① 全ての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の精神に学びながら、人権同和学習等を通じて啓発に努めるとともに、成長段階に応じた学習を通して、子ども自身が自分や人を大切にする取り組みを充実していくことが必要です。
- ② 豊かな人間性や社会性を育み、将来の自主自立する力を育てていくため、地域や子どもが関係する機関、施設等の見守りや、子どもが安心して活動ができる居場所の提供等により、成長段階に応じて自らが主体的に考え行動できるよう支援していく必要があります。

【具体的な施策】

- ① 子ども自身が学習するための支援
子どもたち自身が「子どもの権利」について理解できるよう、発達段階に応じた学習や啓発を行います。
- ② 子どもに関わる大人の人権意識の向上
子どもの生きる権利と子どもの最善の利益を考慮するという視点を踏まえ、子どもの権利条約の理念や精神をもとに、条約の内容が広く理解されるよう、啓発活動及び人権学習を推進します。
- ③ 子どもの人権相談ネットワークの設置
子どもの人権に関する相談窓口体制を整備するとともに、関係する機関や団体、地域社会が連携して子どもの保護・救済に向けた取り組みを行うため、児童相談所、児童福祉施設、民間団体等と相互に連携を図ります。
- ④ 子どもの居場所づくり
児童館・児童センターや公民館を活用し、子どもたちが安心して過ごせる場所の提供や青少年を対象とした事業への子どもの参画を働きかける等、地域の中で主体的に活動できる場の充実を図るとともに不登校やひきこもり、非行等により地域の中で孤立しがちな子どもたちが出かけられる場や集える場をつくります。
- ⑤ 自主的な学習・活動の場
子どもたちが主体的に活動できる場として、児童館・児童センター、放課後児童クラブの充実を図るとともに、各種取り組みの中で、子どもたち自らが学習し、活動する機会づくりを推進します。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
人権同和保育の推進	子ども一人ひとりを大切に、子ども同士がお互いを認め合い、尊重し合い、そして助け合える子どもに育つための保育に取り組みます。	子ども家庭課
保育所・認定こども園職員人権同和保育研修の実施	保育士・幼稚園教諭等の人権同和保育研修を引き続き実施し、指導力の向上を図ります。	子ども家庭課

学校活動等での人権同和教育の推進	学校、児童館等で子どもの権利条約に基づいた、人権・同和学习や啓発を行う。	学校教育課 子ども家庭課
中学校区同和教育研究会	市内5中学校区毎に、それぞれ就学前教育部会・小中学校部会・社会教育部会の3部会に分かれ、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい認識を広げるための実践活動を行う。	学校教育課
人権同和教育の推進	保育所、認定こども園の保護者会、小・中学校PTA、自治公民館が中心となり学習会の取り組み、研修会への参加等、人権同和教育を推進する。	子ども家庭課 学校教育課 人権政策課
教職員人権同和教育研修の実施	教職員の人権同和教育の研修を充実させ、人権課題の現実に学び、資質と指導力の向上を図ります。	学校教育課
部落解放研究倉吉市集会	部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取り組みや、人権を大切にする学習と実践を深め合う「市民集会」を開催する。	人権政策課
倉吉市青少年問題対策協議会の開催	いじめその他青少年の問題について協議を行う。	学校教育課
関係機関・団体等との連携	児童相談所、児童福祉施設、民間団体等と連携し、人権侵害を受けている子どもの救済を図る。	子ども家庭課 学校教育課